

(表)

生活保護法
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律

指定介護機関 処分局書

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 電話()
事業の種類	
介護保険事業所番号	3 9
処分の種類 及び その年月日	

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

高知市長 様

届出者 開設者住所 (法人の場合は法人の主たる事務所の所在地)

開設者名 (法人の名称)

代表者の職・氏名

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、高知市長宛に直接高知市福祉事務所(福祉管理課)まで提出してください。
- 2 この書類は、指定介護機関が生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けた場合に、10日以内に提出してください。

記載要領

- 1 届出書は、事業所ごとに作成してください。
- 2 「事業所の名称」、「事業所の所在地」は、介護保険法により指定を受けた正式な名称等を用いて記載してください。
- 3 「事業の種類」は、予防サービスも含め記載してください。
- 4 「処分の種類及びその年月日」は、生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。
- 5 届出者(開設者)の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。